

(案)

労審発第〇〇〇号
令和元年12月27日

厚生労働大臣
加藤勝信殿

労働政策審議会
会長 鎌田耕一

賃金等請求権の消滅時効の在り方について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、建議する。

記

別添の労働条件分科会の報告のとおり。

(案)

別紙

令和元年 12 月 27 日

労働政策審議会

会長 鎌 田 耕 一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒 木 尚 志

賃金等請求権の消滅時効の在り方について（報告）

本分科会は、標記について別添のとおり報告を取りまとめたので、厚生労働大臣に建議すべきである。